

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度都市空間向上計画の見直しに伴うゆーまっぷデータのメンテナンス業務	R4. 10. 28	(株)パスコ	2, 422, 200	当業務において使用するシステムは、特殊なソフトによって構築されており、使用するデータも独自の特殊なデータ形式であるので、開発業者以外に委託する場合には、別途、開発業者に共通形式へのデータの変換や表記方法の再調整を依頼する作業が発生するなど、作業効率、費用効率の両面において非効率となり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 078-595-6703)
ポートアイランドの将来像の検討・共有にかかる機運醸成推進業務	R5. 1. 16	国立大学法人東京芸術大学	4, 006, 200	国立大学法人東京芸術大学美術学部建築科准教授藤村氏は、ポートアイランド建設当時の設計思想の研究や、現在のまちの課題整理、それらを踏まえた今後のまちづくりの方向性検討を主な内容とする「ポートアイランドの将来像策定に向けた研究委託業務」を本市より受託しており、当該研究委託業務の成果とりまとめにあたっては、規定の業務内容の範囲にとどまらず、将来像の核となるコンセプトや都市空間デザインについても提案いただいた。 本業務は、研究委託業務の成果及び提案内容を用いて、地域団体等を対象としたシンポジウム等、まちづくりの機運醸成を行うものであり、委託先候補以外に、同等の高い効果が期待できる代替可能な委託先は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局未来都市推進課 (TEL: 078-595-6685)
令和4年度新神戸駅前広場再整備デザイン計画検討業務	R5. 2. 20	E-DESIGN・畑友洋建築設計事務所設計共同企業体	3, 300, 000	本業務は対象地域の地域特性や再整備方針を踏まえたデザインを立案するものであり、デザインに関する専門的な知識、経験が必要であり、競争入札に適さないため。 また、前業務に引き続き一体の関係にある設計業務に係る契約であり、一体の関係である業者でないこと施工が不完全になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6718)
令和4年度茅葺民家現況調査業務	R5. 2. 13	(一社) 神戸シティ・プロパティ・リサーチ	4, 838, 790	本業務は、「SDGs貢献都市 神戸」の一環として「茅葺民家の活用」の政策提案に必要な基礎データを把握するためのものである。 市内の茅葺民家は前回調査より少なくとも20棟は滅失が確認されており、現状の把握は急務となっており、早期に業務を完了させる必要がある。 また、本業務の履行にあたっては、神戸市の農村集落や歴史的建築物である茅葺民家の特性について、専門的な知識を持った人員による横断的な調査体制の構築が必要であり、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局景観政策課 (TEL: 078-595-6726)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
JR三ノ宮駅南側広場における造園修景及び維持管理運営業務	R4. 10. 4	一般社団法人 神戸市造園協力会	7,999,970	<p>昨年度、神戸市は新たなみどりと花のブランド戦略「Living Nature Kobe—自然と共に暮らす都市・神戸—」を立ち上げた。また神戸市・専門家アドバイザー・神戸市造園協力会等が連携し、神戸三宮におけるみどりと花の在り方について実験花壇を設置する等様々な検討を行ってきた。本業務において、ガーデンのデザイン検討及び作庭を行うにあたっては、これまでの経緯を十分に理解し、専門家等と十分協議した上で、検討・作業を行う必要がある。また、本業務の目的を達成するには、一つの業者で取り組むのではなく、神戸市内の造園業者が一体となって取り組む必要がある。</p> <p>神戸市造園協力会は、神戸市の造園業者39社により構成されているとともに、これまでの経緯等十分に理解していることから、本業務を効率的かつ効果的に遂行できる唯一の事業者であるため、上記事業者に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 078-984-0241)
三宮バスターミナルコンセッション導入可能性調査業務	R4. 12. 1	パシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所	7,590,000	<p>三宮バスターミナルと新バスターミナル（Ⅰ期）・（Ⅱ期）は効率的・効果的なバスターミナルの管理・運営を行う計画としている。その中で、新バスターミナル（Ⅰ期）は、直轄道路事業として国が主体となって、民間の技術やノウハウを活用するコンセッション制度の導入を検討しており、来年度から公募を実施する予定である。</p> <p>上記より、三宮バスターミナルの管理・運営の検討に当たっては、新バスターミナル（Ⅰ期）と一体的に検討を行う必要があることから、国の業務と一体的に進めていくことが必要不可欠である。また、三宮バスターミナルの公募手続きについても、国が実施する新バスターミナル（Ⅰ期）の公募手続きと一体的に進めていく必要があることから、迅速に業務を行う必要がある。</p> <p>以上の理由から委託先候補として掲げる事業者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札には馴染まない。</p> <p>本委託先候補の事業者は、コンセッション分野に精通している上、新バスターミナル（Ⅰ期）の管理・運営手法検討の受託事業者であることから、最も迅速に業務を実施でき、新バスターミナル（Ⅰ期）と三宮バスターミナルの一体的な管理・運営手法の検討を行うことができる唯一の事業者である。そのため、本事業者に委託することが最も合理的である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「えきまち空間」における自動走行モビリティの公道走行検証及び三宮駅周辺歩行者デッキにおけるモビリティ導入検討業務	R4. 12. 28	ゲキダンイイノ合同会社	13, 200, 000	三宮周辺では「神戸三宮『えきまち空間』基本計画」に基づき、幹線道路の車線数を減らして広い歩道や駅前広場を生み出す「三宮クロススクエア」や、バス乗り場を集約する「新たな中・長距離バスターミナル（一般国道2号神戸三宮駅交通ターミナル）」、各鉄道やバス乗り場をバリアフリーにつなぐ「三宮駅周辺歩行者デッキ」が道路空間に整備されるよう進められている。これによって、歩行者優先の空間が再整備される中で、回遊性や滞在機能を向上し、まち全体の移動をデザインするために、将来的に多様なモビリティが共存する可能性を確認する必要がある。 特に再整備による来訪者の増加を見据え、「三宮駅周辺歩行者デッキ」からエリア全体への回遊を促すために、東西約600mの歩行者デッキ上の移動の利便性向上に加えて、駅前広場などの景色を活かし、移動に付加価値を与え、観光客や家族連れなどのグループ(複数人)でも利用が可能で、かつ、歩行者への安全性にも配慮した低速での移動手段を検討しているが従来型のモビリティでは、これらの条件に適合するものがなかった。 当該事業者が開発およびサービス展開をしているモビリティは、令和4年2月に実施された「都心三宮における新たなモビリティ活用に向けた実証実験」の結果も踏まえると、「三宮駅周辺歩行者デッキ」での走行に適していると考えられ、現状において前述の条件を満足する唯一のモビリティであることから、当該事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ティオ舞子空調機更新 工事設計業務	R4. 10. 19	(一財) 神戸住環境 整備公社	3,472,150	<p>市では平成25年(平成24年度3月補正予算)より景気回復や神戸経済の活性化を目的に切れ目なく予算措置されており、令和4年度においても、営繕四課(建築住宅局技術管理課、建築課、設備課および保全課)業務は引き続き、極めて多大な業務量が続く見込みである。また、近年の営繕工事の多くが改修工事であり、学校施設改修工事では夏休み等の休業期間に工事を行う必要があるなど、様々な制約の中で施設利用者や施設管理者との工事調整に多大な時間を要している。これまで職員体制の強化、近年では設計工事一括発注方式やCM方式の採用による業務の効率化等にも取り組んでいるが、これらの膨大な業務の発注関係事務を適切に実施することは、現状の営繕四課の業務執行体制では困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。</p> <p>公共工事の発注事務は、一般的に設計・積算・(入札)・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえる。</p> <p>また、当該外郭団体は、業務委託に係る施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。</p> <p>さらに、確実な業務の執行を図るためには、神戸市の外郭団体の中でも、株主の意向および会社の採算性重視の観点から、受託した公共工事の事業変更、休止等を余儀なくされる危険性のある株式会社を除くと「一般財団法人神戸住環境整備公社」が最も随意契約の対象として適する団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6747)
ウエステ垂水駐車場機 器更新工事業務	R4. 11. 14	アマノ(株)	4,785,000	<p>本業務は、アマノ(株)の機器の移設・改造を行うものであり、他社による対応ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸ハーバーランド煉瓦倉庫建物中期修繕更新計画見直し等業務	R5. 1. 27	日建設計コンストラクション・マネジメント(株)	4,400,000	本業務は、令和2年度に作成した中期修繕更新計画の見直しを伴う業務であり、当時の目視・測定結果および中期修繕更新計画の作成方法を踏まえた作業が必要である。 日建設計コンストラクション・マネジメント(株)は、令和2年度に当施設の中期修繕更新計画を作成しており、当施設の設備の配置等を詳細に把握しているとともに、専門知識・技術を持ち合わせているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6705)
デュオこうべ浜の手保全計画見直し等業務	R5. 1. 27	(株)NTTファシリティーズ	8,395,728	本業務は、平成26年度に作成した保全計画書の見直しを伴う業務であり、当時の目視・測定結果および保全計画の作成方法を踏まえた作業が必要である。 (株)NTTファシリティーズは、平成26年度に当施設の保全計画を作成した実績があり、当施設の設備の配置等を詳細に把握しているとともに、専門知識・技術を持ち合わせているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6705)
大正筋商店街道路空間を活用したの憩いの場の設置(社会実験)に係る設計施工等業務	R5. 2. 8	大正筋商店街振興組合	1,584,000	本業務は、地元商店街店舗と密に連絡・調整・連携を図りながら合意形成を得る必要があるため、競争入札に適さない。日頃より地元商店と密に連携し、大正筋商店街の活性化に取り組んでいる大正筋商店街振興組合に委託することが最適といえる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6748)
新神戸駅前広場再整備におけるJRデッキ補強設計業務	R4. 12. 5	ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)	64,350,000	本業務の対象高架橋はJR西日本の財産であり、設計内容にはJR西日本の意向が大きく反映される。そのため、高架橋の設計についてはJR西日本財産の鉄道橋や駅舎等の設計に数多く携わり、その設計方針を熟知している当該業者での対応を指示されており、本業務の遂行にあたっては当該業者との契約が必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局工務課 (TEL: 078-595-6768)
三宮駅地下線整備工事設計意図伝達業務	R5. 3. 29	(株)日建設計大阪オフィス	15,070,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であることから、実施設計業務を受託したものしか行ない得ない業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局工務課 (TEL: 078-595-6765)
西区文化センタービル空調設備改修工事設計業務	R4. 10. 1	(株)こうべ未来都市機構	1,351,020	本業務の性質的に、施設の日常管理とこれまでの修繕履歴に精通した上で業務を遂行していく必要があり、競争入札に適さない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西区文化センタービル 煤煙濃度計及び冷温水 ヘッダーバイパス更新 業務	R4. 10. 1	(株)こうべ未来都市機 構	1, 406, 235	本業務の性質的に、施設の日常管理とこれまでの修繕履歴に精通した上で業務を遂行していく必要があり、競争入札に適さない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
神戸空港島西緑地駐車 場トイレ改修工事に係 る設計及び施工業務	R4. 10. 31	(株)こうべ未来都市機 構	27, 137, 000	本業務の性質的に、駐車場施設の管理・運営と細かな調整を行いながら業務を遂行していく必要があり、競争入札に適さない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6780)
日本経済新聞への記事 広告掲載業務	R5. 2. 15	(株)日本経済社	16, 940, 000	日本経済新聞へ掲載するためには、日本経済新聞社が指定する同社との契約する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 078-595-6787)
(仮称) 西神戸ゴルフ 場の転活用に係る環境 影響評価業務【変更契 約】	R5. 3. 31	パシフィックコンサル タnts(株)神戸事 務所	157, 058, 000	本業務は、前業務に引き続き実施する、一体の関係にある業務であり、一体の関係にある業者でないと施行が不完全となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 078-595-6787)
みなと空港線沿道植栽 修景業務	R5. 3. 13	(一社) 神戸市造園 協力会	3, 938, 000	本業務は、本市が取組む自然を感じる新たな植栽手法を確立させるため、植物材料の調達や植栽整備にかかる手法を模索検証しながら沿道植栽の修景向上を図るものである。 (一社) 神戸市造園協会は、本市の造園緑化事業に進んで協力することを目的として、市内約40社の造園業者で組織されている団体である。その定款には、本市の緑化行政の推進に協力する事業の実施や造園緑化技術の向上研鑽を掲げているとともに、現在、本市と共催して、市役所1号館前を始めとする実験花壇において新たな植栽手法による整備管理を行い、その結果を本市が作成するNaturalistic Landscapingガイドラインに反映する取組など神戸市の造園の技術研鑽に尽力している団体である。 本業務の履行には、植栽の整備を中心とした、造園緑化分野にかかる幅広い知識や技術力、豊富な経験を有していることに加えて、企業間で先進的かつ効果的な修景創出への技術・情報を共有しながら研鑽と蓄積がなされていることが必要不可欠であり、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 078-595-6791)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神戸ゴルフ場建築物等解体撤去工事設計業務	R5. 3. 28	(一財) 神戸住環境整備公社	15,065,600	<p>本業務は、西神戸ゴルフ場内の建築物等の解体撤去に係る調査及び設計業務の発注・監督・検査を行うものである。対象施設は昭和60年頃に整備され、図面が残っていない施設もあることから、現地の状況を確認して設計する必要がある。</p> <p>現在、新都市工務課では、新都市整備事業関連施設のリノベーション工事を限られた人員で複数件数実施しており、これらの業務と並行して、さらに本業務を適切に実施することは、現状の執行体制では非常に困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。</p> <p>「公共工事の品質確保に関する法律」第21条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。</p> <p>公共工事の調査・設計業務に係る発注事務は、一般的に設計・積算・(見積合わせ)・監督・検査となる。市の外郭団体は、調査・設計業務に関する法令、積算基準、監督・検査等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえる。また、確実な業務の執行を図るためには、市の外郭団体の中でも、市が出捐する財団法人で、市からも職員を派遣し、公共工事に関する法令・積算基準、設計等の専門的な知識及び体制を有する「一般財団法人神戸住環境整備公社」が随意契約の対象として適切である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 078-595-6791)